

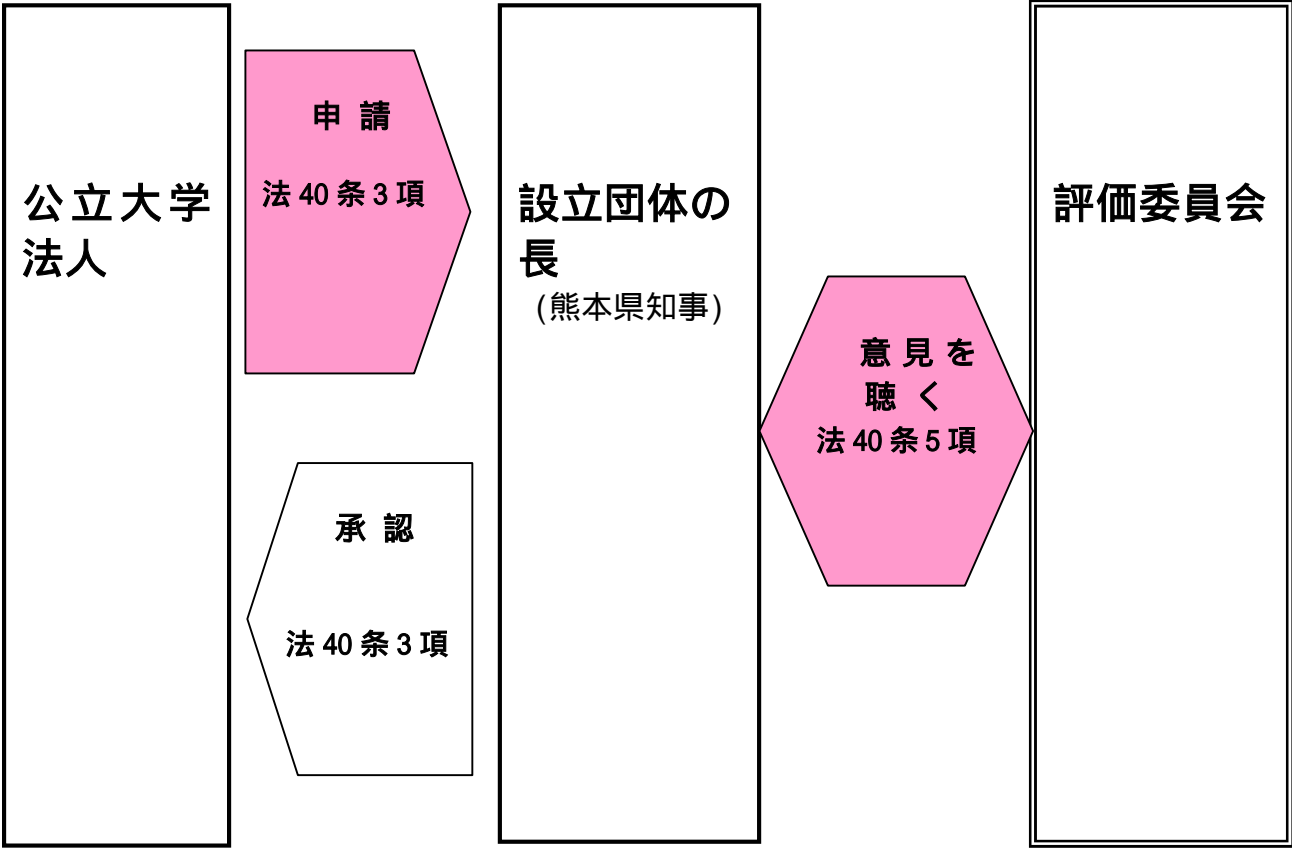
利益処理承認の概要

1 趣 旨

公立大学法人熊本県立大学は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）及び公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（以下「規則」という。）に基づき毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額を中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとする場合は、熊本県知事に提出し、その承認を受けなければならない。

熊本県知事が承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴く必要があり、今回、当該利益処理に関する意見を伺うもの。

2 手続に係るイメージ図



【参 考】

地方独立行政法人法

(利益及び損失の処理等)

- 第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(納付金の納付の手続)

第14条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余(以下「納付金」という。)の計算書に、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、知事が定める日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第15条 前条の納付金は、知事が定める日までに納付しなければならない。

利益（及び損失）処理の承認について

（１）承認の考え方

地方独立行政法人法第40条第3項の承認は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（総務省告示）」に基づき、次の要件を満たす場合に承認する。

当該事業年度における経営努力により生じたもので、中期計画に定めた剰余金の使途（ ）に充てようとするもの

公立大学法人熊本県立大学の中期計画に「教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。」と規定

（２）経営努力認定の基準（会計基準第72関係）

運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益による利益
 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来法人が行うべき業務を効率的に行った結果発生した利益
 その他法人において経営努力によることを立証した利益

（３）経営努力として認められないもの

本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したことと認められるもの

（例）

- ・学生収容定員に対し在籍者が一定率（国立大学法人に準じ90%）を下回った場合の授業料の不足相当額
- ・受験者数が募集定員に満たなかった場合の検定料の不足相当額

（参考）

公立大学法人熊本県立大学の状況

（学生収容定員に対する在籍者の割合H25.5.1現在）

	総定員	学生数	充足率
学 部	1,920	2,121	110.5%
大学院	133	134	100.8%
合 計	2,053	2,255	109.8%

（平成26年度の入試状況）

	入学定員	志願者数	受験者数
学 部	480	1,854	1,304
大学院	61	46	44
合 計	541	1,900	1,348

1 目的積立金の執行状況

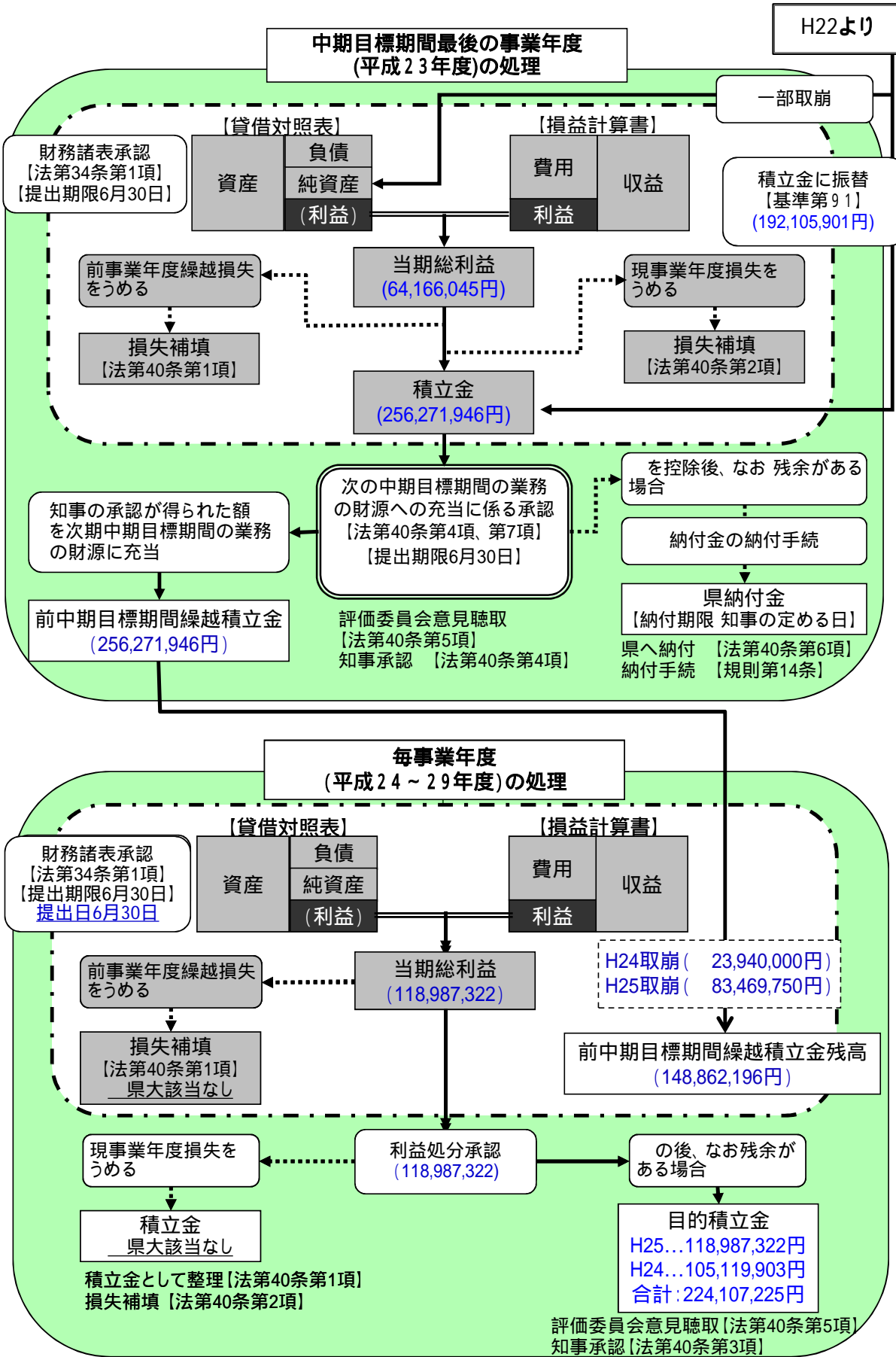
年度	目的積立金 ()	目的積立金 取崩額()	利益剰余金合計 () (前年)+ -	内容
H18	78,851,304	0	78,851,304	
H19	72,629,140	0	151,480,444	
H20	66,711,453	0	218,191,897	
H21	77,658,754	36,151,500	259,699,151	大ホール空調設備改修工事
H22	110,815,860	69,865,329	300,649,682	環境関係機器購入並びにサブアリーナ外壁その他改修工事設計委託 小峯グラウンド整備設計委託並びに講義用机購入等
H23	64,166,045	108,543,781	256,271,946	サブアリーナ改修工事並びに環境関係機器購入 小峯グラウンド整備工事並びに環境関係備品購入
H24	105,119,903	0	105,119,903	
H25	118,987,322		224,107,225	

前中期目標期間繰越積立金へ

2 前中期目標期間繰越積立金の執行状況

年度	期首前中期目標期間 繰越積立金 ()	前中期目標期間 繰越積立金 取り崩し額 ()	前中期目標期間 繰越積立金残高 -	内容
H24	256,271,946	23,940,000	232,331,946	木質構造加工システム購入
H25	232,331,946	83,469,750	148,862,196	リアルタイムPCR装置購入 文学部棟外壁改修工事 低空ゾンデシステム購入 環境共生学部西棟トイレ改修工事 栄養塩自動分析装置 財務諸表(附属明細)p12参照

剰余金の処理及び積立金の処分の流れ



法 = 地方独立行政法人法
規則 = 公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

熊県大第129号
平成26年6月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

公立大学法人熊本県立大学
理事長 五百旗頭 真



平成25事業年度に生じた剰余金の使途の承認について（申請）
平成25事業年度の損益計算により生じた剰余金について、平成24年2月22日に認可を受けた中期計画に記載されている剰余金の使途に充てることとしたいので、地方独立行政法人法第40条第3項及び公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第12条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

- 承認を受けようとする金額
118,987,322円
- 上記の金額を充てようとする剰余金の使途
教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる
- 添付書類
平成25事業年度末の貸借対照表
平成25事業年度の損益計算書
利益の処分に関する書類（案）

